

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、経営の執行と監督を分離し、経営の透明性を高めるとともに経営の効率化を図り、スピードを一層向上させて、株主を始めとするステークホルダーの立場に立って企業価値を最大化することにあります。

当社は、透明度の高い経営体制の構築を目指し、平成15年6月より「委員会設置会社」へ移行いたしました。その目的は、経営環境の急激な変化に対応し、迅速且つ的確な意思決定を図るために、業務執行を執行役に委ね、取締役会は基本的な経営戦略の決定と取締役及び執行役の業務執行を監督する役割に専任するという、業務執行とその監督機能の役割分担を明確にした体制を取っております。取締役につきましては取締役7名を社外から招聘し、多面的な社外の視点を積極的に取り入れることができる体制となっております。さらに取締役会の内部機関である監査委員会は、3名全員が社外取締役で構成されており、独立した視点からのモニタリングが行われることにより、企業統治の体制は有効に機能していると考えております。なお、当社は、社外取締役を選任するための独立性に関する基準及び方針は定めておりませんが、選任にあたっては証券取引所の独立役員に関する判断基準等を参考にしております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	2,323,100	9.60
野島廣司有限会社	1,950,000	8.06
野島綱代	1,906,050	7.88
ティーエヌホールディングス株式会社	1,330,000	5.49
真柄準一	1,047,036	4.32
公益財団法人真柄福祉財団	852,240	3.52
ネックス社員持株会	767,000	3.17
有限会社ケイエッチ	750,000	3.10
有限会社ノマ	750,000	3.10
野島隆久	609,800	2.52

支配株主(親会社を除く)の有無	――
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	3月
業種	小売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	指名委員会等設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	20 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	15名

【社外取締役に關する事項】

社外取締役の人数	7名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
星名 光男	他の会社の出身者								△			
五味 康昌	他の会社の出身者								△			
久夢良木 健	他の会社の出身者								△			
野村 秀樹	他の会社の出身者					△						
吉留 真	他の会社の出身者								△			
麻生 光洋	弁護士											
経沢 香保子	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	所屬委員会			独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
	指名委員会	報酬委員会	監査委員会			
星名 光男	○	○	○	○	同氏が平成16年5月より常任顧問であったイオン株式会社の傘下グループ企業であるイオンモール株式会社、イオンクレジットサービス株式会社等と当社とは取引関係がございますが、人的関係、資本的関係又はその他の利害関係はございません。同氏と当社との間に特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、証券取引所が定める独立役員として指定しております。また、同氏は平成24年11月より当社の持分法適用関連会社である株式会社アベルネットの取締役、平成27年4月より当社連結子会社である株式会社ノジマステラススポーツクラブの社外取締役であります。	小売業における会社経営等で培われた豊富なビジネス経験・知識等を当社の経営に活かしていただくため、選任いたしました。第53期(平成26年4月1日～平成27年3月31日)開催の取締役会14回のうち13回に出席し、当社の経営全般について積極的に発言をされております。
五味 康昌		○	○		同氏が平成21年6月より取締役に就任された三菱地所株式会社と当社とは取引関係はございますが、人的関係、資本的関係又はその他の利害関係はございません。また、同氏が平成25年2月より特別顧問である三菱UFJ証券ホールディングス株式会社のグループ企業と当社とは取引関係はございますが、人的関係、資本的関係又はその他の利害関係はございません。	金融機関における豊富な経験・知識等を当社の経営に活かしていただくため、選任いたしました。第53期(平成26年4月1日～平成27年3月31日)開催の取締役会14回のうち11回に出席し、当社の経営全般について積極的に発言をされております。

					また、同氏は平成26年2月より当社の連結子会社である株式会社ノジマステラスボーテクラブの取締役であります。	
久 茅 良 木 健	○				同氏が平成19年6月よりシニア・テクノロジーアドバイザーに就任されたソニー株式会社のグループ企業と当社とは取引関係がございますが、人的関係、資本的关系又はその他の利害関係はございません。	メーカーやエンタテインメント業界における会社経営等で培われた豊富なビジネス経験・知識等を当社の経営に活かしていただくため、選任いたしました。 第53期(平成26年4月1日～平成27年3月31日)開催の取締役会14回のうち14回に出席し、当社の経営全般、特にエレクトロニクス関連の技術の分野に関して積極的に発言をされております。
野 村 秀 樹	○				同氏が平成12年6月より常務取締役営業本部長であった株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ、平成14年6月より代表取締役社長であった株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東海及び平成17年6月より代表取締役社長であったドコモ・サービス株式会社と当社とは取引関係がございますが、人的関係、資本的关系又はその他の利害関係はございません。	通信業界における会社経営等で培われた豊富なビジネス経験・知識等を当社の経営に活かしていただくため、選任いたしました。 第53期(平成26年4月1日～平成27年3月31日)開催の取締役会14回のうち13回に出席し、当社の経営全般、特に情報通信の分野の経営課題について積極的に発言をされております。
吉 留 真		○			同氏と当社とは人的関係、資本関係又はその他の利害関係はございません。	金融機関における会社経営等で培われた豊富なビジネス経験・知識などを当社の経営に活かしていただくため、選任いたしました。
麻 生 光 洋			○		同氏と当社とは人的関係、資本関係又はその他の利害関係はございません。	長年にわたる検察官としての豊富な経験と法律に関する専門知識を当社の経営に活かしていただくため、選任いたしました。
経 沢 香 保 子					同氏と当社とは人的関係、資本関係又はその他の利害関係はございません。	マーケティング業界における会社経営等で培われた豊富なビジネス経験・知識等を当社の経営に活かしていただくため、選任いたしました。

【各種委員会】

各委員会の委員構成及び議長の属性					
	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
指名委員会	5	0	2	3	社内取締役
報酬委員会	5	0	2	3	社内取締役
監査委員会	3	1	0	3	社外取締役

【執行役関係】

執行役の人数 更新	10名
--------------------------	-----

兼任状況 更新

氏名	代表権の有無	取締役との兼任の有無			使用人との兼任の有無
			指名委員	報酬委員	
野 島 廣 司	あり	あり	○	○	なし
野 島 亮 司	なし	あり	○	×	なし
福 田 浩 一 郎	なし	あり	×	○	なし
鍋 島 賢 一	なし	あり	×	×	なし
温 盛 元	なし	あり	×	×	なし
山 内 渉	なし	あり	×	×	なし
石 坂 洋 三	なし	あり	×	×	なし
久 留 正 教	なし	なし	×	×	あり
城 所 俊 雄	なし	なし	×	×	あり
山 崎 淳	なし	なし	×	×	あり

【監査体制】

監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり
---------------------------	----

当該取締役及び使用人の執行役からの独立性に関する事項

監査委員会を補佐する独立した事務局として、「監査委員会事務局」を設置しており、専属の使用人を配置することにより独立性を確保しております。

監査委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査委員会は、会計監査人と定期的に会合をもつほか、会計監査人から監査計画に基づく結果を随時かつ適時に受理するなど、会計監査人と緊密に連携を保ちながら、広範に相互の意見交換を行っております。また、監査委員会と内部監査室は、監査計画立案時より監査方針にかかる意見交換を行い、相互に監査範囲、内容を認識した上で監査を実施しており、監査結果に関しても適宜報告を受けるなど、情報交換、意見交換を行っております。

上記のとおり、監査委員会と内部監査室及び会計監査人は、定期的に又は必要に応じて意見・情報交換を行い、監査機能の実効性を高めるとともに、相互の連携強化に努めております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	1名
その他独立役員に関する事項	

【インセンティブ関係】

取締役・執行役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
該当項目に関する補足説明	

当社は、ストックオプション制度を採用しております。当該制度は、当社グループの業績向上に対する貢献意欲や士気を高めることにより、企業価値向上に資することを目的として、会社法に基づき、当社の取締役、執行役及び従業員並びに子会社の取締役及び従業員のうち当社の取締役会が認めた者に対し、ストック・オプションとして新株予約権を発行することを、定時株主総会において特別決議されたものであります。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社外取締役、執行役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員
該当項目に関する補足説明	

当社グループの業績向上に対する貢献意欲や士気を高めることにより、企業価値向上に資することを目的としておりますので、当社の取締役・執行役・従業員のみならず、当社の取締役会が認めた子会社の取締役・従業員も付与対象者としております。

【取締役・執行役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない
（個別の執行役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない
該当項目に関する補足説明 更新	

第53期(平成26年4月1日～平成27年3月31日)の報酬実績といたしましては下記のとおりであります。
取締役(社外取締役を除く)総額:158,197千円
執行役総額:49,749千円
社外取締役総額:33,250千円
(注)取締役と執行役の兼任者の報酬は、取締役の項に総額を記入しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容	

報酬委員会による取締役及び執行役が受ける個人別の報酬の内容の決定に関する方針
(1)取締役及び執行役の個人別報酬は、ノジマ経営理念の具体的実践において、コミットメントに対する業績に連動した報酬、株主その他の利害関係者からみてオープンで公正な報酬、新しい人材の確保・獲得ができる競争力のある報酬体系を基本方針とします。
(2)上記方針を踏まえ、取締役及び執行役の報酬は、当社経営環境、業績、コミットメントに対する成果をもとに、就任時に決定されるむこう1年間の取締役及び執行役の個別の固定報酬部分と、前事業年度の会社の業績に対する取締役及び執行役の成果を反映した業績連動報酬部分とで構成します。
(3)取締役の固定報酬部分については、各取締役の役職、職責、期待に対する貢献度、勤務時間を反映したものとします。
(4)執行役の固定報酬部分については、各執行役の役職、職責、コミットメントに対する成果、前事業年度報酬実績を反映したものとします。
(5)取締役及び執行役の退職慰労金は、在籍年数及び月額報酬により支給します。また、在籍期間の功績により功労金を加算することがあります。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役をサポートする体制といたしましては、当社総務グループが事務局の任を負っております。取締役会、各委員会の招集通知の発送、社外取締役の出席の事前確認を行い、議題等に関して事前説明を行うことを原則としております。また、社外取締役よりの資料の要請等に対応し、総務グループは情報収集のサポートを行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

(1)現状の体制の概要
当社は、指名委員会等設置会社における法定機関として、株主総会で選任された取締役からなる取締役会、及び取締役会に選定された取締役からなる指名・監査・報酬の各委員会、並びに取締役会で選任された執行役を設置しております。これらの法定機関に加え、内部統制システムの実効性を高めるため、各機関を設置しております。なお、当社の各機関の主要な役割及び内部統制システムの整備の状況につきましては、以下のとおりであります。

イ. 株主総会
会社の最高意思決定機関であり、会社の所有者である株主に対する重要な情報提供及び情報交換、権利行使の場であると認識しております。株主総会招集通知の早期発送やインターネットによる議決権の行使等、株主の権利行使に適した環境の構築に努めております。

ロ. 取締役会
法令、定款で定められた事項についての決定、委員会メンバーの選定・解職、執行役の選定・解職、執行役の業務執行の監督、中期経営計画、株主総会の議案、株主総会の決議により授權された事項、重要な規程等の事項を決定しております。

ハ. 指名委員会
株主総会に提出する取締役の選任及び解任に関する議案を決定する法定の機関であり、取締役会で5名の委員を選定しております。指名委員会は、取締役である野島亮司及び野島廣司の両氏、並びに社外取締役である星名光男、久夢良木健及び野村秀樹の各氏が構成され、委員長は野島亮司氏が務めております。

二. 監査委員会

取締役及び執行役の職務の執行の監査並びに監査報告の作成、株主総会に提出する会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容の決定を行う法定の機関であり、取締役会で3名の委員を選定しております。監査委員会は、社外取締役である星名光男、五味康昌及び麻生光洋の各氏が構成され、委員長は星名光男氏が務めております。麻生光洋氏は弁護士の資格を有しております。

ホ. 報酬委員会

取締役及び執行役の報酬等の内容に係る決定に関する方針並びに個人別報酬等の内容を決定する法定の機関であり、取締役会で5名の委員を選定しております。報酬委員会は、取締役である福田浩一郎及び野島廣司の両氏、並びに社外取締役である星名光男、五味康昌及び吉留真の各氏が構成され、委員長は福田浩一郎氏が務めております。

へ. 最高経営会議

社内取締役、代表執行役及び執行役、並びに議長の指名する者により構成され、取締役会より委任を受けた業務執行に関する重要事項を審議・決定しております。

ト. 代表執行役及び執行役

代表執行役は、当社を代表し、取締役会より委任された事項について業務執行しております。また、執行役は代表執行役を補佐し、業務執行の推進責任及び監督責任を負っております。

チ. 内部統制委員会

会社組織全体の内部統制を健全かつ適正に業務運営するために設置しております。内部統制業務を所管する執行役又は部署長、人事総務業務を所管する執行役又は部署長、コンプライアンス業務を所管する執行役又は部署長、経営企画業務を所管する執行役又は部署長並びに委員長の指名する者により構成され、グループ全体のリスク管理体制及びコンプライアンス体制、財務報告の適切性等の内部統制の充実を推進しております。

リ. 内部監査室

内部監査室(人員10名)は各店舗及び本部全セクション、商品センターを定期的に巡回し、法令、定款及び社内諸規程を遵守し業務が適正に遂行されているかを監査し、その結果は適宜代表執行役社長へ報告を行っております。また、監査委員会と内部監査室及び会計監査人は、定期的に又は必要に応じて意見・情報交換を行い、監査機能の実効性を高めるとともに、相互の連携強化に努めております。

(2) 会計監査の状況

当社の会計監査業務を執行した公認会計士は杉本茂次及び倉本和芳の各氏であり、有限責任監査法人トーマツに所属し、当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士5名、会計士試験合格者等3名、その他4名であります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、透明度の高い経営体制の構築を目指し、平成15年6月より「委員会設置会社(現指名委員会等設置会社)」へ移行いたしました。その目的は、経営環境の急激な変化に対応し、迅速且つ的確な意思決定を図るために、業務執行を執行役に委ね、取締役会は基本的な経営戦略の決定と取締役及び執行役の業務執行を監督する役割に専任するという、業務執行とその監督機能の役割分担を明確にした体制を取っております。取締役ににつきましては取締役7名を社外から招聘し、多面的な社外の視点を積極的に取り入れることができる体制となっております。さらに取締役会の内部機関である監査委員会は、3名全員が社外取締役で構成されており、独立した視点からのモニタリングが行われることにより、企業統治の体制は有効に機能していると考えております。なお、当社は、社外取締役を選任するための独立性に関する基準及び方針は定めておりませんが、選任にあたっては証券取引所の独立役員に関する判断基準等を参考にしております。

III株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会日の3週間前を目途に発送しております。
集中日を回避した株主総会の設定	集中日と考えられる日程を回避した上で株主の都合を考慮し、平成27年6月18日（木曜日）に開催しました。
電磁的方法による議決権の行使	議決権行使書に電磁的方法による議決権の行使を行える旨を記載し、パソコンによるインターネットを通じた議決権の行使を実施しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社グループは「適時開示規程」を制定しており、その中で、下記のとおりディスクロージャーポリシーを定めております。 「ディスクロージャー・ポリシー」 1. 当社グループは、株主・投資者、取引先、地域社会をはじめとするあらゆるステークホルダーに対して、当社グループに対する理解を促進し、重要な情報の公正かつ適時・適切な開示を行う。 2. 当社グループは、金融商品取引法、その他の法令及び当社の株式を上場する証券取引所規則を遵守する。 3. 重要な情報には法令・証券取引所規則等で定められた情報だけでなく、財務的・社会的・環境的側面等の開示義務がないとされる情報についても積極的に開示する。 4. 当社は、重要な情報開示を行うにあたり、特定の者に対する選択的開示とならないように配慮し、内容的にも時間的にも公平な開示に努める。 5. 当社は、証券取引所での開示（TDnetでの開示）のみならず、説明会、インターネット、各種印刷物をはじめとする様々な情報伝達手段を活用して、広く、わかりやすい情報開示に努める。 6. 当社は、重要な情報開示を適切に行えるように、グループ体制の整備・充実に努める。 7. 当社グループは、情報管理を徹底し、インサイダー取引の未然防止に努める。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	当社グループは四半期決算を実施しており、アナリスト・機関投資家向けに決算説明会を年2回実施しております。 直近における実績は以下のとおりであります。 (1)平成26年5月8日に実施。 説明者：代表執行役社長 説明内容：決算数値、営業・人事・出店戦略等 参加者：機関投資家、銀行、証券会社、新聞雑誌記者を中心に44名参加。 (2)平成26年11月6日に実施。 説明者：代表執行役社長 説明内容：決算数値、営業・人事・出店戦略等 参加者：機関投資家、銀行、証券会社、新聞雑誌記者を中心に42名参加。 (3)平成27年5月8日に実施。 説明者：代表執行役社長 説明内容：決算数値、営業・人事・出店戦略等 参加者：機関投資家、銀行、証券会社、新聞雑誌記者を中心に47名参加。	あり
IR資料のホームページ掲載	下記のURLにてIR資料を掲示しております。 http://www.nojima.co.jp/ir/news/index.html 決算情報、事業報告書、決算情報以外の適時開示事項を公開しています。	
IRに関する部署（担当者）の設置	担当部署：経営企画室	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
	(1)エコ振興基金 約25年前より、当社店舗所在地の地方公共団体に対し、毎年、経常利益（連結ベース）の0.4%相当額の寄付を行って下ります。昨年度もエコ商品の「19インチLEDモニターテレビ」を寄贈いたしました。その他、LED製品の普及を業界に先駆けて進めたり、神奈川県庁と連携して店舗駐車場に電気自動車の充電スタンドを設置する等の活動をしております。 (2)地球温暖化への取り組み 平成26年3月より、相模原市にて「ノジマメガソーラーパーク」（大規模太陽光発電所）を運営しております。愛称使用料や売電収入の5%等を市に納付しており、これらは地球温暖化対策推

環境保全活動、CSR活動等の実施

進基金として積み立てられ、地球温暖化対策を支援するための財源として活用されています。あわせて、同施設を活用した環境教育等にも取り組んでいます。

(3) スポーツを通じた地域・社会貢献活動

子会社が運営する女子サッカーチーム「ノジマステラ神奈川相模原」は、赤い羽根共同募金の街頭募金活動への協力や、地元の河川敷の清掃、地域イベントへの参加等、主に地元・神奈川の皆さまとのふれあいを通じた地域・社会貢献を行っています。

(4) 女性の活躍の方針・取組

女性の活躍促進に向けて、仕事と育児の両立に向けた出産・育児休暇後における職場復帰時の環境の整備等を進めています。また、人事考課等につきましても採用、配置、昇進などあらゆるステージにおいて性別による区別なく、実力や成果に応じた評価を行なっています。また、経営陣には女性取締役を選任しています。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、透明度の高い経営体制の構築を目指し、平成15年6月より「委員会設置会社」へ移行いたしました。また、平成21年5月12日の取締役会において、「執行役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備」について決議いたしました。概要は以下のとおりであります。

(1) 監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項
監査委員会の職務を補助すべき従業員を置く。

(2) 監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の執行役からの独立性に関する事項
(1)に定める従業員は専一的に監査委員会の職務を補佐すべき業務のみを遂行することとし、完全にその独立性を確保する。

(3) 執行役及び使用人が監査委員会に報告をするための体制、その他の監査委員会への報告に関する体制
a) 執行役は、監査委員会に対して、定期的に、経営に重要な影響を及ぼす事項及び職務執行状況等を報告する。
b) 使用人は、監査委員会に対して、経営に重要な影響を及ぼす事項及び職務執行状況等を報告する。

(4) その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
a) 代表執行役社長は、定期的に、監査委員会と情報交換を行う。
b) 監査委員会は、内部監査室、コンプライアンスグループ、財務経理部、その他関係部署と連携する。
c) 監査委員会は、会計監査人を監督する。

(5) 執行役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
執行役は、その職務の執行に係る文書を文書管理規程に従い、適切に保存及び管理する。

(6) 損失の危機の管理に関する規程その他の体制
所管部署の責任者は、リスク管理規程、内部監査規程、コンプライアンス規程、その他関係規程を整備し、適切に運用する。

(7) 執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
取締役会は、執行役規程、執行役職務分掌規程、その他関係規程を整備する。

(8) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
a) 代表執行役社長は、使用人に対して、「ノジマグループ全員経営理念」を周知させる。
b) コンプライアンスグループは、内部通報制度を活用することにより、問題を早期に発見し、適切に対応する。

(9) 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
a) 当社グループは、当社及び子会社に対して、「ノジマグループ全員経営理念」を周知させる。
b) 当社グループは、当社及び子会社において内部統制規程を策定し、グループ全体の内部統制体制を推進する。
c) 当社グループは、当社の関係会社管理規程、当社及び子会社のコンプライアンス規程その他関係規程に従い、グループ全体のコンプライアンス体制を推進する。
d) 内部監査室は、必要ある場合には、子会社の内部監査を実施する。

(10) 財務報告の適正性を確保するための体制の整備
当社グループの財務報告に関する信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制の基本方針に基づき、当社グループは、財務報告に係る必要適正な内部統制を整備し、運用する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

【反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方】
当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、取引関係も含めて一切の関係を遮断し、反社会的勢力からの不当要求に対しては、組織全体として毅然とした対応をとることを基本方針としております。

【反社会的勢力排除に向けた整備状況】
当社グループの反社会的勢力排除にむけた主な具体的取り組みは以下のとおりであります。
(1) 総務グループを反社会的勢力の対応部門とし、事案によりコンプライアンスグループと共に所轄警察署や弁護士等の外部専門機関との連携を図ることとしております。

(2) 「神奈川県企業防衛対策協議会」に加盟し、反社会的勢力に関する情報の収集や、不当要求への適切な対応方法の指導を受ける等により、体制の強化に努めております。

(3) 新規の取引を検討する会社については、反社会的勢力との係わりを必ず調査し、問題がないことを確認した上で、取引を開始することとしております。締結する基本契約書には、行為規範条項を設け、反社会的勢力との係りがないことを保証させ、法律に抵触した事実が発覚した場合には無催告で解除できるようにしております。

1. 買収防衛策の導入の有無

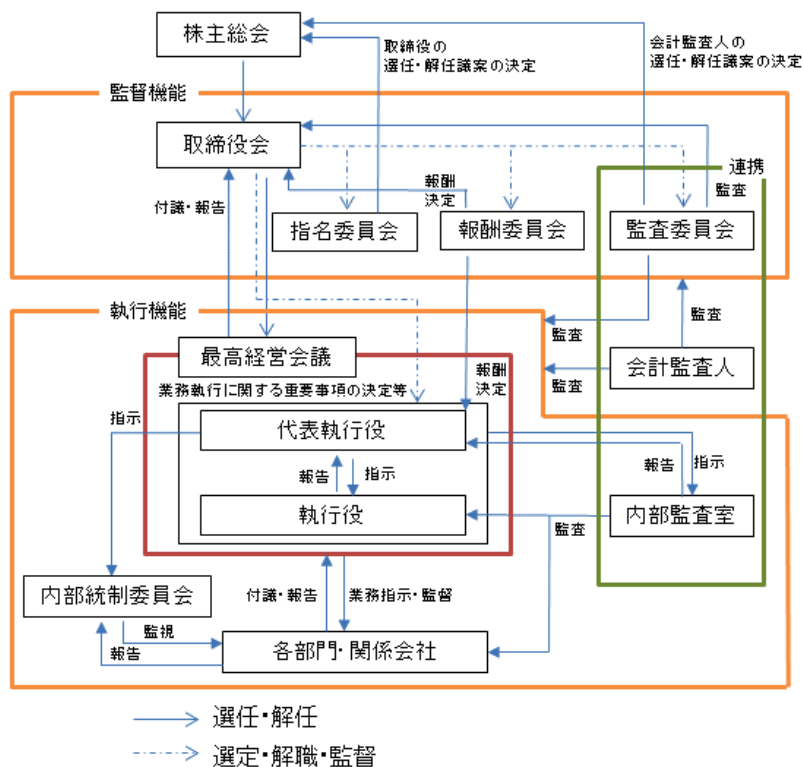
買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

特筆すべき事項はありません。



<適時開示体制の概要>

<決定・発生・その他>

開示プロセス	判断等	必要手続き	確認先
① 決定事実・発生事実 その他の情報 ↓ 経営企画室 (情報取扱責任部署) ↓ 財務経理部・人事総務部 (情報取扱担当部署) ↓ ② 情報開示担当役員 ③ 情報開示担当役員 ↓ ④ 経営企画室 (情報取扱責任部署) ↓ 財務経理部・人事総務部 (情報取扱担当部署) ↓ ⑤ 情報開示担当役員 ↓ ⑥ 開示承認 ↓ ⑦ 経営企画室 (情報取扱責任部署) ↓ ⑧ 経営企画室 (情報取扱責任部署)	一次判断 二次判断 最終判断→開示文書案 の作成指示 代表執行役社長による 承認 文書作成・一次チェック 二次チェック 最終チェック→開示文書 完成 開示の最終承認	情報収集と情報取扱担当部署間 での情報整理 代表執行役社長へ開示必要事項 発生報告・承認 必要となる会議体の招集手続き (取締役会、最高経営会議) 開示内容に照らし必要となる決定 を実施 (取締役会、最高経営会議、 代表執行役社長) TDnet への送信、提出 ホームページへの掲載	証券 取引所、 弁護士 他

- ① 情報の収集、集約及び開示要否判断を実施する。
- ② 開示が必要との判断が行われた場合、情報開示担当役員は情報取扱責任部署に開示文書の案文作成を指示する。情報取扱責任部署は、他の情報取扱担当部署と連携し、開示文書の案文作成に当たる。
- ③ 情報開示担当役員は代表執行役社長へ決定事実及び発生事実等の開示を行うことを伝達し、承認を得るほか、必要となる取締役会や最高経営会議の招集、開催手続き、必要に応じそれらでの適時開示実施に係る承認を得る。
- ④ ②における開示文書について、案文作成を担った部署以外の情報取扱担当部署が法令・証券取引所規則等に則って適正であるか、記載事項が決定事実や発生事実等に照らして適正であるか、記載の漏れがないか等を確認する。
- ⑤ 情報開示担当役員が最終確認を行い、開示文書を完成する。
- ⑥ 情報開示担当役員が代表執行役社長に対し報告を行い、承認を得るほか、必要となる取締役会や最高経営会議の招集、開催手続き、必要に応じそれらでの適時開示実施に係る承認を得る。
- ⑦ 情報取扱責任部署が開示文書を「TDnet」に送信・提出する。
(上記①～⑦のプロセスを進める中で開示方法、内容に疑義等が生じた場合、弁護士、監査法人、証券印刷会社等の外部専門家や証券取引所への相談等を行う。)
- ⑧ 情報取扱責任部署は「TDnet」での開示を確認後、当社ホームページにも掲載する。

<決算情報>

開示プロセス	判断等	必要手続き	確認先
① 決算情報 ↓ 財務経理部 (情報取扱担当部署) ↓ 経営企画室もしくは 人事総務部 ↓ 情報開示担当役員 ↓ ② 財務経理部 (情報取扱担当部署) ↓ 経営企画室もしくは 人事総務部 ↓ 情報開示担当役員 ↓ ④ 財務経理部 (情報取扱担当部署) ↓ ⑤ 開示承認 ↓ ⑥ 財務経理部 (情報取扱担当部署) ↓ ⑦ 財務経理部 (情報取扱担当部署)	一次判断 二次判断 最終判断→開示文書案の 作成指示 文書作成・一次チェック (決算短信等の定期的な 開示が必要な書類は、この 段階からフローを開始) 二次チェック 最終チェック 開示文書完成 開示の最終承認 経営企画室(情報取扱責任 部署)に報告	決算内容確認と情報取扱担当部署 間での情報整理 ※情報開示担当役員が二次判断部 署を決定 代表執行役社長へ開示必要事項発 生報告 必要となる会議体の招集手続き (取締役会、最高経営会議) ★決算短信等は財務経理部が作成 責任を負う ※情報開示担当役員が二次チェッ ク部署を決定 財務経理部が代表執行役社長に 報告の上で、開示内容に照らし 必要となる決定を実施 ※(取締役会、代表執行役社長) TDnet への送信、提出 ホームページへの掲載	証券 取引所、 弁護士 他

- ① 必須となる四半期決算短信の公表以外の決算情報の開示については、情報の収集、集約及び開示要否判断を実施する。
- ② 決算短信等については財務経理部が作成責任を負い、財務経理部が十分な確認を行う。
- ③ 決算短信等の案文について、情報取扱責任部署が法令・証券取引所規則等に則って適正であるか、記載事項が適時開示すべき内容に照らして適正であるか、記載の漏れがないか等を確認する。また、情報取扱責任部署が確認を行った後、財務経理部は情報開示担当役員にも同様の要請をし、確認を仰ぐ。
- ④ ①～③を経て、財務経理部が開示文書の文案を完成する。
- ⑤ 財務経理部が代表執行役社長及び取締役会に対し報告を行い、承認を得る。
- ⑥ 承認後、財務経理部は情報取扱責任部署に承認があったことを報告し、「TDnet」への送信・提出する。
(上記①～⑥のプロセスを進める中で開示方法、内容に疑義等が生じた場合、弁護士、監査法人、証券印刷会社等の外部専門家や証券取引所への相談等を行う。)
- ⑦ 財務経理部は「TDnet」での開示を確認後、当社ホームページにも掲載する。

＜業績予想、配当予想の修正＞

開示プロセス	判断等	必要手続き	確認先
① 業績予想、配当の修正等 ↓ ↓ 経営企画室 (情報取扱責任部署) ↓ ↓ 財務経理部・人事総務部 (情報取扱担当部署) ↓ ② 情報開示担当役員 ③ 情報開示担当役員 ↓ ↓ 経営企画室 (情報取扱責任部署) ↓ ↓ 財務経理部・人事総務部 (情報取扱担当部署) ↓ ⑤ 情報開示担当役員 ↓ ⑥ 開示承認 ↓ ↓ 経営企画室 (情報取扱責任部署) ↓ ⑧ 経営企画室 (情報取扱責任部署)	一次判断 二次判断 最終判断→開示文書案の 作成指示 代表執行役社長による 承認 文書作成・一次チェック 二次チェック 最終チェック→開示文書 完成 開示の最終承認	情報収集と情報取扱担当部署間 での情報整理 代表執行役社長へ開示必要事項 発生報告・承認 必要となる会議体の招集手続き (取締役会、最高経営会議) 開示内容に照らし必要となる決定 を実施 (取締役会、最高経営会議、代表執 行役社長) TDnet への送信、提出 ホームページへの掲載	証券取 引所、 弁護士 他

- ① 情報の収集、集約及び開示要否判断を実施する。
- ② 開示が必要との判断が行われた場合、情報開示担当役員は情報取扱責任部署に業績・配当予想修正案及び開示文書の案文作成を指示する。情報取扱責任部署は、他の情報取扱担当部署と連携し、開示文書の案文作成に当たる。
- ③ 情報開示担当役員は代表執行役社長へ決定事実及び発生事実等の開示を行うことを伝達し、承認を得るほか、必要となる取締役会や最高経営会議の招集、開催手続き、必要に応じそれらでの適時開示実施に係る承認を得る。
- ④ ②における開示文書の案文について、案文作成を担った部署以外の情報取扱担当部署が法令・証券取引所規則等に則って適正であるか、記載事項が適時開示すべき内容に照らし適正であるか、記載の漏れがないか等を確認する。
- ⑤ 情報開示担当役員が最終確認を行い、開示文書を完成する。
- ⑥ 情報開示担当役員が代表執行役社長に対し報告を行い、承認を得るほか、必要となる取締役会や最高経営会議の招集、開催手続き、必要に応じそれらでの適時開示実施に係る承認を得る。
- ⑦ 承認後、情報取扱責任部署が開示文書を「TDnet」に送信・提出する。
(上記①～⑦のプロセスを進める中で開示方法、内容に疑義等が生じた場合、弁護士、監査法人、証券印刷会社等の外部専門家や証券取引所への相談等を行う。)
- ⑧ 情報取扱責任部署は「TDnet」での開示を確認後、当社ホームページにも掲載する。